

トピックス

「特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)」において 『地震再保険特別会計は存続』との結論

平成23年1月に財務省に設置された「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ」(当社もオブザーバーとして参加)の論点整理報告を受け、平成24年1月19日の行政刷新会議で「地震再保険特別会計の存続」が確認され、同年1月24日の閣議において、以下のとおり同特会は存続との決定がなされました。

<特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)>

地震再保険特別会計については、東日本大震災の発生を踏まえ、今後も巨大地震の発生が懸念される中で、国民の安心感を確保することが喫緊の課題となっている現下の状況に鑑み、国以外の主体への移管は行わず存続させるものとする。なお、今回の震災を踏まえ、総支払限度額及び官民保険責任額について早急に改訂を行うとともに、地震保険の商品性についても検討を行うものとする。

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」への参加

東日本大震災を踏まえ、地震保険制度の見直すべき点について検討を行うため、平成24年4月、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。今後予想される首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の巨大地震に備え、制度の強靱性や商品性の改善等の観点から検討が行われます。当社も日本損害保険協会等とともにオブザーバーとして参加しています。

●財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinp/index.htm

海外の政府機関・自然災害プール等との交流

東日本大震災は、わが国観測史上最大のマグニチュード9.0というその規模の大きさだけでなく、甚大かつ広域に及ぶ被害にもかかわらず震災後約3か月間で約1兆円という巨額の保険金を支払ったわが国の地震保険制度の有用性についても、海外から非常に注目されています。東日本大震災以後、台湾、トルコ、中国、タイ、インドネシアからの訪問団等に、今回の震災での損害保険業界の対応を説明し、震災を通じて得た教訓を共有するとともに、わが国の地震保険制度のしくみについて解説しました。



(平成23年12月13日中国保険監督管理委員会の訪問団と当社事務所にて)

被災地でのボランティア活動への参加

平成23年10月27日～31日および平成23年12月1日～12月5日に、当社社員(1名)が被災地でのボランティア活動へ参加しました。岩手県陸前高田市、釜石市および大槌町の住宅流出区画等において、がれき撤去や側溝の泥出し作業に従事しました。



(釜石市)



(大槌町)

社内重要システムの安全性確保

首都直下地震を想定した事業継続計画見直しの一環として、国内最高レベルの耐震性能とエネルギー利用効率を実現した最新鋭のデータセンターに社内重要システムを移設いたしました。サーバー以外の機器や回線設備等についても順次最新の震災想定に即した設備への切り替えを行っていく予定です。